

第35回 横浜市道路高架下等利用計画検討会会議録	
日 時	令和4年1月26日(水) 10時00分～11時10分
開催場所	市庁舎18階共用会議室さくら14
出席者	<p>(検討会委員)</p> <p>西田由紀子会長、榎本進一郎委員、湯浅浩委員、吉田香月委員</p> <p>(横浜市)</p> <p>事務局及び関連部署</p> <p>角野道路部長</p> <p>桐山企画課長、北川企画課担当係長、大城企画課員、平尾企画課員</p> <p>山本管理課長、三枝管理課占用係長、小野澤管理課員、田中管理課員</p>
欠席者	なし
開催形態	公開(傍聴者1人、記者0名)
議 題	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>2 有効活用を図る場所の適地の審議</p> <p>利用計画の策定に関する審議</p> <p>ア 港南区下永谷六丁目</p> <p>イ 南区山谷</p> <p>ウ 青葉区新石川三丁目B</p> <p>3 提案書の審査における最低基準点の導入について</p> <p>4 その他</p>
決定事項	<p>1 「公開」とする。</p> <p>2 以下のとおりとする。</p> <p>ア 港南区下永谷六丁目は、利用用途を指定せず、総合評価占用入札制度で公募をすることとした。</p> <p>イ 南区山谷は、利用用途を自動車駐車場とし、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。</p> <p>ウ 青葉区新石川三丁目Bは、利用用途を自動車駐車場とし、価格評価占用入札制度で公募をすることとした。</p> <p>3 横浜市道路高架下等利用計画検討会事務取扱細則を改定し、提案書の審査における最低基準点を設ける。</p>
議 事	<p>1 会議の公開・非公開について</p> <p>(西田会長) 会議の公開・非公開について事務局から説明してください。</p> <p>(事務局) 横浜市道路高架下等利用計画検討会運営要綱第7条(会議の公開)では、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条により、会議は公開するものとし、ただし、非開示情報に該当する事項を審議する場合や公平かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合で、委員会の決定により非公開とすることができるとしてい</p>

ます。

事務局からの提案といたしましては、今回、非公開とすべき事項はございませんので、すべての事項について「公開」とさせていただきたいと思えます。

(西田会長) ただいま、事務局から本日の検討会について、すべての事項を「公開」とするとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。

(委員全員) 異議なし。

(西田会長) では、事務局案のとおり、すべての事項を「公開」といたします。

## 2 有効活用を図る場所の適地の審議、利用計画の策定に関する審議

(西田会長) それでは、有効活用を図る場所の適地の審議に入ります。資料1について、事務局に説明をお願いすることとします。お願いします。

(事務局) **資料1の1 港南区下永谷六丁目について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から、事務局へのご質問や、皆様からのご意見をいただければと思えます。

(湯浅委員) 西側道路沿いにくぼんでいる場所があり、何か設置されていますが、これは何でしょうか。

(事務局) 東京ガスの施設が設置されています。こちらの範囲は東京ガスの所有地で、道路区域ではありません

(吉田委員) こちらの土地は道路に面している南側と西側の2面からアクセスができるというという認識でよろしいでしょうか。

(事務局) その通りです。

もし車等が乗り入れる活用方法を検討する場合には、どこが車の乗り入れ場所になるかについて道路管理者と協議を行っていただくことになるかと思えます。

(西田会長) 計画地の周辺道路について、交通量はどのくらいありますでしょうか。

(事務局) 明確な交通量を計数してはおりませんが、何度か現地へ行った際の状況をお話いたします。東側の環状2号線は主要な道路ということもあり、絶えず自動車が走っているような状況でした。計画地の南側、西側の道路につきましては、生活道路として近隣の方が使っているようで、ひっきりなしに自動車が走っているような状況ではなく、交通量が多いという印象は感じませんでした。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいで

しょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、1 港南区下永谷六丁目の利用計画は、事務局案のとおりとし、利用を希望する方からの「提案内容」と「価格」で評価を行う、総合評価方式を利用した占有者の選定が妥当であると意見を集約することとします。

事務局は、次の2南区山谷の説明をしてください。

(事務局) **資料1の2南区山谷について説明。**

(西田会長) ありがとうございます。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問や、ご意見等をいただければと思います。

(吉田委員) 計画地の南西側にガードレールが設置されていますが、歩道などは確保されているのでしょうか。

(事務局) 道路の計画地側については、坂の下から途中まで歩道がありますが、計画地の前後には歩道はありません。なお、坂の全体としては、道路の反対側に歩道が確保されております。

(湯浅委員) 計画地の北側に隣接する施設は介護老人福祉施設でしょうか。

また、計画地を駐車場として整備した場合、施設の建物との間隔はどの程度ありますでしょうか。

(事務局) 施設についてはその通りです。

占有範囲と施設の距離については計測してはおりませんが、現地を調査した中では、占有範囲に自動車を停めることによって建物と近寄りすぎて問題があるとは認識しておりません。

(榎本委員) 管理範囲に車両が侵入しないように措置を講じることについて、傾斜があるため必要であると思います。具体的には、管理範囲側の占有範囲ギリギリのところに占有者がフェンスを設置するなどのイメージになるのでしょうか。

(事務局) 措置の詳細な内容までは指示しませんが、フェンスを設置するのか、よく駐車場で見られる車止めにとどめるのか等、占有者の工夫によるものになってくるかと思います。

(西田会長) 管理範囲が広いと思いますが、管理範囲に求める管理の内容はどの程度のものになるのでしょうか。

(事務局) 斜面地は植栽土嚢を設置して保護しています。主な管理としては、草刈りや清掃となります。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、2南区山谷の利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

事務局は、次の3青葉区新石川三丁目Bの説明をしてください。

(事務局) **資料1の3青葉区新石川三丁目Bについて説明。**

(西田会長) ありがとうございました。

事務局の説明が終わりましたので、委員の皆様から事務局への質問や意見等をいただければと思います。

(榎本委員) 現状、時間貸し駐車場として利用されていて、今回の用途も自動車駐車場となっていて、これ自体は良いかと思っています。一般論の話になりますが、自動車駐車場として募集した場合に、一部駐輪場とするなどは可能なのでしょうか。それとも、用途を自動車駐車場又は駐輪場などとしなければできないのでしょうか。制度としてどうなのか教えていただけたらと思います。

(事務局) 用途については当初に指定をして募集する形となるため、自動車駐車場の用途で募集した場合、自転車の駐輪場を設置することは出来ません。用途を「自動車駐車場又は駐輪場」とし募集すれば、一部を駐輪場とすることが可能となります。

(吉田委員) 西側にある管理区域について、フェンスの外側にあり、隣接する宅地の中にあるような形となっているため、管理が難しいようにも思えます。具体的にはどのように管理すれば良いかなどはありますでしょうか。

(事務局) 想定される主な管理の内容としては、不法投棄物の回収や草刈り、清掃となります。管理にあたっては、隣地に立ち入らなければいけないことも想定されますので、隣地同士で事前に立ち入ることなどについて連絡を行ったうえで管理を行う必要があると考えております。

(西田会長) 合意は取れるという見込みでよろしいでしょうか。

(事務局) これまでも現在の形で特段支障なく運営されておりますので、今後も引き続き運営できるものと認識しております。

(西田会長) では、ご意見・ご質問も出揃いましたので、適地であることと用途について確認させていただきます。

適地であるということと、用途等について特段の意見はないようですので、利用計画は事務局から説明のあったとおりでよろしいでしょうか。

(委員全員) はい。

(西田会長) では、3青葉区新石川三丁目Bの利用計画は、事務局案のとおりとし、価格評価方式を利用した占有者の選定が妥当であるとし、意見を集約することとします。

以上で、有効活用を図る場所の適地の審議を終わります。

	<p>3 提案書の審査における最低基準点の導入について</p> <p>(西田会長) 「提案書の審査における最低基準点の導入について」、事務局に説明をお願いすることとします。</p> <p>(事務局) <b>資料2について説明。</b></p> <p>(西田会長) ありがとうございます。</p> <p>ただいま、事務局から横浜市道路高架下等利用計画検討会事務取扱細則を改定し、提案書の審査における最低基準点を設けるとの提案がありました。事務局案について、委員の皆様のご意見をいただけますでしょうか。</p> <p>(西田会長) ご質問、ご意見が特にないようですので、提案書の審査における最低基準点の導入について、確認してまいります。</p> <p>(委員全員) 異議なし。</p> <p>(西田会長) では、横浜市道路高架下等利用計画検討会事務取扱細則を改定し、提案書の審査における最低基準点を設けるとの提案について妥当であるとし、意見を集約することとします。</p> <p>事務局は必要な事務手続きを進めてください。</p> <p>以上で「提案書の審査における最低基準点の導入について」の審議を終わります。</p> <p>4 その他</p> <p><b>事務局から次回の日程等についての説明</b></p>
<p>資 料</p> <p>その他</p>	<p>1 資料</p> <p>第35回横浜市道路高架下等利用計画検討会 議事次第 一式</p> <p>2 その他</p> <p>第36回道路高架下等利用計画検討会の開催時期は5月下旬から6月上旬頃を予定。</p>